

令和5年第9回  
笠間市農業委員会総会会議録

令和5年9月28日 開会  
令和5年9月28日 閉会

笠間市農業委員会

## 令和5年笠間市農業委員会第9回定例総会

[令和5年9月28日]

- 
- 日程第1 議事録署名人の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
  - 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
  - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
  - 日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
  - 日程第10 議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
  - 日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第12 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
  - 日程第13 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
- 日程第9 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

日程第10 議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

日程第11 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

日程第13 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

---

#### 出席委員

1番	埴 博光君	10番	菅井 亘君
2番	高野 尚夫君	11番	鶴田 英樹君
3番	青木 勝照君	12番	長谷川 隆君
4番	石川 馨君	14番	小沼 祐君
5番	伊藤 孝洋君	15番	込山 祐一君
6番	柳橋 泰君	16番	大槇 正義君
7番	入江 保夫君	17番	佐藤 清章君
8番	長谷川 愛子君	18番	田山 悦子君
9番	國谷 博隆君	19番	永田 良夫君

---

#### 欠席委員

13番 山口 忠栄君

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷 清二君
農業委員会事務局係長	松本 高彦君
農政課農政企画室係長	川上 智昭君
農政課農政企画室主幹	石川 望君

---

午後1時31分開会

#### 開会の宣告

#### ○議長（永田良夫君）

それでは、ただいまから令和5年第9回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

---

## 議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により1番埜 博光委員、並びに2番高野尚夫委員を指名いたします。

---

## 会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の54について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号54について、調査結果を報告いたします。

9月22日、調査委員2名、申請人の代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木交差点から北に県道日立笠間線を5キロメートル入り、旧東中学校から約200メートルくらい進んだ、左側でございます。申請の譲受人は、先般、笠間の空き家バンクを志願しまして、笠間に移住して、農業も経営しますということで活用したいということでございます。現在、譲受人は、本戸にある笠間ラインガルテンで農園も経営しているようでございます。譲渡人は、2年ぐらい前から福島県に転勤して、農業も困難でございますので、譲渡すということになったみたいでございます。農地も、田んぼ、畑、それぞれ3筆ございます。これも売買によって、所有権の移転ということでございます。

譲受人は、笠間のほうに移住ということで地域に溶け込んでくるわけですが、居住した場合は、近隣住民との活動において、親睦を図り参加する意向でございます。

以上のことから、許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の55について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号55について、調査の報告をします。

9月21日、調査委員2名と受人、受人の妻立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請場所は、議案書のとおりです。

場所は、本戸地区の上り道、県道109号線から大体1キロ南のところでした。渡人は、東海村に家族で移住しており、相続人も農地を管理することができず、受人が空き家であった住宅を購入した時点で農地も一緒に購入してもらいたい、受人も農地を取得して家庭菜園で野菜などを栽培したいということからの売買ということです。

受人は外国籍ではありますが、もともと土浦に住んでいて、本戸に転居してきた経緯があります。職業が園芸建築士であり、庭造りや有機農業にも知識があるようです。耕作放棄地であった申請農地も、既にきれいに管理されていました。新規就農者ではありますが、農業の知識、周辺農地への影響、機械関係なども問題なくそろっており、申請書などもきちんとそろっており、問題ないと思いますので、よろしく願います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の56、57及び58について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 番号56、57につきまして、申請者が同一人物であり、関連性が高い申請なので合わせて調査の報告をいたします。申請地の場所の都合により、まず番号57につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月25日8時30分より、指名調査委員2名と申請人2名立会いの下に現地調査を行いました。申請人、申請理由等は、議案書のとおりです。

申請地は、下市原の市道1号線交差点の信号から南東のほうに行って、下市原生活改善センターの先200メートルくらい行った左側の自己住宅の前でございます。受人は、自宅に近いので作業等に便利のため、購入したいということです。また、受人は専業農家で機械等もそろっておりますので、許可相当と思われま。

次に、番号56につきまして調査の結果を報告いたします。

9月25日9時より、指名調査委員2名と申請人2名立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、番号57番からさらに先に200メートルくらい行ったところの高台の畑でございます。ここは耕作放棄地というか、何も作っておりませんが、受人の方は栗を作りたいということでございます。

農業機械もそろっておりますし、自分の畑の隣接地なので規模拡大のために購入するものです。番号56と57の申請人は同じで、お互い話合いの上、売買により、土地を交換するという案件になっております。書類等も整っておりますので、許可相当と思います。

次に、58番につきまして説明します。

申請地は、国道50号線から市道1号線を友部方面に向かいまして、約500メートルぐらい

友部方面に行った右側の水田です。受人は、渡人の親戚の方で、農地を管理できないため所有してほしいという要望により購入するものです。

なお、権利関係は売買になります。

書類等は整っておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の59について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号59番について、調査結果を報告いたします。

9月23日、指名調査委員と譲受人、譲渡人、両者の代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所から岩間中学校方面に向かった先の丁字路の信号から、100メートルくらい行った先の丁字路を左折し、100メートルくらい行った水路の脇の丁字路を右折し、50メートルくらい行ったところの左側の土地です。譲受人は、中古住宅の購入に当たり、隣接土地で自給型営農をするのが目的です。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

調査内容を説明する前に、各委員の意見を伺いたいのので、議長、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩とします。

午後1時45分休憩

---

午後2時11分再開

○議長（永田良夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

○3番（青木勝照君） では、御報告いたします。

利用要件の農業従事者につきましては、耕作する労力は確保できるものと思われまます。農機具等の確保も可能だと思われまます。耕作等を行う技術も、友人の助け等も借り、確保できるかと思ひます。本人そのものが何よりも意欲がありますので、耕作放棄をするおそれは少ないものと思われまます。権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願ひます。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の54から59につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えまます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 4条取消について、報告します。

9月21日に、調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査をしました。

場所は、来栖の泰榮電器のすぐそばでした。今回の取消申請は、タラノメを栽培するために申請したが、栽培することができず、取り下げたいとのことです。その後は、太陽光発電にしたいということです。

取消しについては問題ないと思います。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業

計画変更申請についてを議題といたします。

番号の4について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号4につきまして、調査の結果を御報告いたします。

9月22日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。申請人につきましては、電話にて確認いたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、友部中学校の丁字路信号を南へ600メートルほど進んだ左手のところになります。申請人の変更の事由は、当初、事業者の建て売り住宅地への進入路の一部について、不動産賃貸業を営む承継者が共同住宅を建設するに当たり、当該地を含めることで有効な土地利用を図ることができるものと判断したというものでございます。

なお、本件につきましては、令和2年10月26日付で許可を受けており、隣接状況等につきましても、何ら問題が発生するものではないと見てまいりました。関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の82について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号82につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月22日、指名調査委員2名と代理人の方と現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は、売買です。

場所は、国道50号線、笠間自動車学校の信号を北へ500メートル入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、脱炭素社会に向けての事業として再生可能エネルギー

普及のため、譲渡人は、農地として活用していないので売ることにしたとのこと。

隣接状況は、東側道路、南側道路、西側水田、北側宅地ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の83、84及び85について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号83と84について、報告します。

まず、83について報告します。

9月21日、調査委員2名、申請代理人立会いの下、調査をしてきました。申請人、申請場所、申請理由は、議案書のとおりです。

場所は、来栖中郷コミュニティセンターの近くでした。受人、渡人の関係は、受人が法人で渡人が法人の代表者です。現在経営している会社の事務所が、古い納屋を利用して老朽化が進み危険なため、新たに事務所を建設したいということです。

汚水は浄化槽、雨水は敷地内浸透です。周辺は道路と西側に自己住宅で、周辺環境の影響はありません。関係書類もそろっており、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

続いて、84番について報告します。

9月21日、調査委員2名、申請代理人にて、現地を調査しました。

場所は、県道109号線の北関東自動車道の下をくぐって、南に1キロメートルくらい行った道路沿いでした。渡人は、栗畑で栗を栽培しているが、後継者もなく、手入れに手間と費用がかかり、譲りたい。受人は、太陽光発電施設を設置し、売電事業をしたいためということです。

周辺環境は、北側は道路、東側が畑、西側と南側は宅地で、影響はないです。周りにはフェンスを設置するとのこと。通風、日照、排水なども影響なく、書類も完備されており、許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 85番について、御報告いたします。

9月22日、指名調査委員2名、申請代理人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

申請場所は、地域交流センターいなだから北へ50メートル行った水田で、現況は休耕地になっております。申請理由として、譲受人は太陽光発電の用地として活用するということと、譲渡人は耕作が困難なため、譲受人の申出により譲渡するとのこと。

隣接状況は、東側が休耕地、南側が宅地、西側が水田、北側が水路で、特段周囲への影響はないと思われます。また、申請に関する届出書類等も完備されており、許可相当と思われますので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の86から89について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 調査番号86から89まで、発表いたします。

まず、調査番号86について、調査の結果を報告いたします。

9月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部第二小学校北側交差点を北へ200メートルほど進み、右折し、50メートル入った右奥です。譲受人の申請理由は、現在、母の家に同居しているが、子供が生まれ手狭になってきたため、自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じるとしております。

隣接地の状況は、東側、北側が畑、西側が道路、南側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は敷地内浸透処理、オーバフロー分は道路側溝へ放流するとしております。当該地からの雨水放流については、問題ないことを茨城県県央指導室に確認済みです。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号87について、調査の結果を報告いたします。

この案件は、5条計画変更と同所で関連しております。

9月22日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。なお、代理人とは電話で確認いたしました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、友部中学校前丁字路を南へ600メートルほど進んだ左側です。譲受人の申請理由は、申請地は市街地に近く、共同住宅を建築するのに立地条件がよいためとしております。譲渡人の申請理由は、3名いまして、2名が狭小地で維持が困難なため、1名が高齢で農地の維持が困難になりつつあるため、要望に応じるとしております。それぞれの権利関係は、売買でございます。埋立ての計画はありません。

隣接地の状況は、3名の譲渡地は、譲受人の土地をコの字型に囲んでおります。まず1人目は、東側、南側が2人目の譲渡人の畑、西側が道路、北側が譲受人の宅地です。次に2人目は、東側が譲渡人の畑、西側が譲受人の宅地と3人目の譲渡人の畑、南側、北側が譲渡人の畑です。次に3人目は、東側が2人目の譲渡人の畑、西側、南側が譲受人の宅地、北側が譲渡人の畑と譲受人の宅地です。

共同住宅建築用地全体の隣接地の状況は、東側が譲渡人の休耕中の畑、西側が道路、南側が譲渡人の畑、北側が宅地と譲渡人の休耕中の畑となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水は駐車場を浸透式アスファルト舗装し、集水ますを設置するとしております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断され

ますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号88について、調査の結果を報告いたします。

同じく9月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のワールドプラスジム友部旭町店の東側の路地を北へ200メートル入った右側です。譲受人の申請理由は、現在住んでいる賃貸住宅では手狭になってきたため、自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じるとしております。

隣接地の状況は、東側、南側が譲渡人の休耕中の田、地籍上は田ですが、現在は栗畑です。西側が宅地、北側が市道となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については、浄化槽設置後、敷地内処理、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号89について、調査の結果を報告いたします。

同じく9月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、美原の塩田新聞店の北側で、友部ファッションモールの道路向かい側です。譲受人の申請理由は、申請地は駅、学校、大型店舗が近くにあり、利便性の高いエリアであり、需要が見込まれるので申請地を譲り受け、宅地分譲を行いたいとしております。譲渡人の理由は、畑を相続したが農地を維持管理することができず、雑草、害虫等の苦情もあり、申請地を売却したいとしております。埋立ての計画はありません。権利関係は売買です。

隣接地への状況は、東側が譲渡人の休耕中の畑、西側が公道、南側、北側が宅地となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水については敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の90、91及び92について、議席番号4番、11番委員より報告願います。

○4番（石川 馨君） 番号90番につきまして、報告をいたします。

9月26日に、調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、清浦歯科前交差点より、南へ200メートルほどの辺りであります。建て売り住宅3棟を建てるための売買であります。

取水計画は公共上水道より、排水計画は公共下水道へ、雨水は敷地内浸透であります。申請地は、住宅地の中にぼつんと残る休耕地であるため、許可相当であると思っておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号91、92番について、調査の結果を報告いたします。

91番、92番、申請人、申請目的が同一なため、同時に報告をいたします。

9月26日、指名調査委員2名と申請代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等については、議案書のとおりです。

申請地は、JA常陸友部花卉センターを西に約300メートルぐらい行った道路沿いです。譲受人申請理由は、既存事務所建物の手狭かつ老朽化のため、事業の効率を目的に事業所の集約を検討し、申請地を譲り受けられることとなり、事務所、駐車場、倉庫を新設することです。譲渡人申請理由は、耕作及び管理が難しくなっていたところ、譲受人の要望があり、譲渡することとしたとのこと。権利関係は売買による所有権移転です。

隣接地の状況は、東側は畑、西側は畑、南側は山林、北側は道路です。近隣の農地への日照、通風は、影響ないものと見てまいりました。取水は市上水道、排水計画は、事務所は農業集落排水に接続、洗車場などは浄化槽処理後、西側市道側溝に放流、雨水は浸透槽にて敷地内処理です。

また、この案件は、昨年9月の定例総会において農振除外の意見聴取があった案件です。そのほか関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の93について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号93について、調査の結果を報告いたします。

9月25日午前8時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、みか保育園の北側にありました。原因は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、住宅が点在する地域にあり、近隣に保育園や県立中央病院があり、良好な住環境が見込まれるため、宅地造成を行いたいということです。譲渡人は、要望により譲渡するということです。

隣接状況は、東側が山林、宅地、西側が山林、宅地となっておりますが、実際、木はありません。南側が市道、北側が山林です。隣接地への日照、通風、耕作者等への影響は、周辺に農地がないため、影響はありません。取水は公共水道、排水は公共下水道へ、雨水は敷地内浸透処理です。関係書類等も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の94、95について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号94、95につきまして、調査の結果を説明いたします。

まず94についてですが、9月25日、調査委員2名により、譲渡人立会いの上、現地を調査してきました。また、譲受人については、電話確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、J R岩間駅から北西方面の直線距離で約700メートル、岩間第一小学校北側道路の国道355号線交差点を西に約200メートル進んだところの右側の土地です。譲受人の申請事由は、自宅駐車場が狭いため息子夫婦との同居も諦め、保有のキャンピングカーの置場も現在離れた土地を借りており、また、進入路をめぐる近所トラブルが起きているとのことです。別居の息子夫婦が同居を希望していることから、今般、自宅隣接の土地を購入し、平坦な部分を整地して、キャンピングカー、自家用車、息子夫婦保有の自動車、来客及び回転スペースも含めて、駐車場として利用したいというものです。譲渡人の申請事由は、平成22年以降、耕作放棄地で近所から苦情が出ており、笠間市農業公社に相談したが借り手のない回答で、弟が保全管理に努めていたが、高齢で限界に達し、すぐにでも譲渡しの要望に応じたいとのことです。

取水の計画はありません。排水は、敷地内自然浸透です。東側は道路、西側は自己住宅、南側は道路、北側は宅地で、周囲への影響はないものと判断いたしました。資金計画は自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、95番につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月25日、調査委員2名により、譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、J R岩間駅東口の道路を東に300メートルほど行ったところの左側の土地です。譲受人の申請事由は、自己住宅を建築したいというものです。譲渡人の申請事由は、高齢により維持困難なため、譲り渡すというものです。

取水は市上水道、汚水、雑排水は市公共下水道の利用計画です。また、雨水排水は、敷地内浸透装置にて処理する計画です。東、西、北側は保全管理の畑、南側は道路で、周囲への影響はないものと判断いたしました。資金計画は、自己資金及び借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の96について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号96につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月25日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりまし

た。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インターチェンジ入り口の信号を小美玉方面へ150メートルほど行った右側の資材置場です。この案件は、令和5年3月に資材置場として一時転用の申請があった場所です。譲受人の事由は、業務拡大の中で一体性の土地利用が好ましいと思い、譲渡人の事由として、それに応じたものです。権利移転の内容は売買で、資金調達の面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側は県道、西側は法定外道路、南側は農地、北側は農地ですが転用済みです。隣接地への日照、通風、耕作地への影響はありません。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明します。

番号の83につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の89、93、94、95及び96につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

番号の91、92につきましては、常磐自動車道友部サービスエリアインターチェンジの出入口から300メートル以内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

---

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定  
について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、11ページから14ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が6件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が5件、賃貸借権の設定が1件となります。合計14筆、1万5,790平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書11ページから14ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

---

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページから16ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理

事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が3件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が2件となります。合計4筆、1万1,197平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15ページから16ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件となります。合計3筆、5,557平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書17ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

---

午後2時51分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次の日程第10、議案第8号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時51分休憩

---

午後2時59分再開

○議長（永田良夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

---

**議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について**

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の1について、農政課より説明願います。

○農政課農政企画室主幹（石川 望君） 笠間市農政課の石川と申します。私のほうから、農業振興地域整備計画の変更申請案件につきまして、御説明させていただきます。

今回は、除外案件が1件となります。よろしく願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

初めに、変更申請書より御説明をさせていただきます。

1 ページ、変更申請書、事業計画者、土地所有者情報でございます。こちらの申請は、

農振農用地区域からの除外案件となります。事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりで、事業計画者と土地所有者の関係は親子となっております。事業計画地は、記載のとおりでございます。利用目的は自己用住宅です。

事業計画者は、申請地から200メートルほど離れたところにある現住居にて両親と3人で暮らしておりますが、築90年以上経過をしており、費用や安全上の理由から、申請地におきまして自己用住宅の建築を計画しているということでございます。

続きまして、土地の選定理由でございますが、現住居から近い家業である農業の支障がないこと、それから、これまでどおりの近所付き合いが継続できることから、当該地を選定しております。

続きまして、事業内容に関しまして、関連資料を用いて御説明をさせていただきます。

2ページ、3ページが、位置図及び付近状況図となります。計画地は、笠間クラインガルテン北側、株式会社水戸フーズへ向かい、営農型太陽光発電施設が広がるエリアの手前となっております。

4ページが土地利用計画図、5ページから6ページ、公図と隣接地の状況を記載した公図の写しでございます。

7ページが求積図、8ページから13ページが事業計画図及び関係書類でございます。

14ページが土地の登記簿、15ページ、16ページが隣接筆の所有者の同意書でございます。

今回、隣接筆の所有者の同意につきまして、申請地に隣接する他人の農地が2筆ございます。1筆は所有者から同意を得られましたが、1筆につきましては口頭で説明し同意は得られたものの、同意書には捺印をもらえなかったということで、状況のほうを御報告いただいております。

続きまして、17から26ページ、代替地の検討確認書及び関連資料でございます。申請地以外におきまして、土地所有者の父の土地につきまして検討をしましたが、傾斜地であることや水道、電気等の問題から、本申請地を選定しております。また、事業計画者本人につきましては、土地を所有しておりません。

27ページ、28ページが委任状となります。

最後に、29から32ページ、現地確認写真及び農振農用地区域図を御確認いただければと思います。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の5要件の確認となりますが、今回の除外につきましては、申請地はほかに代替すべき土地もないこと、農振農用地の縁辺部にあるため変更後の農用地区域の連担性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きます、番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 農振除外について報告します。

9月21日、調査委員2名と申請代理人立会いの下、調査をしてきました。

場所は、本戸荒牧の泰榮電器笠間第二工場へ上がっていく道路の入り口の民家の隣の農地でした。申請理由は、申請書には、現住所は築90年以上で、リフォーム工事は費用がかさむため売却し、新たに住居を建設したいとしていますが、立会人からは、親は元の家に住むという話を聞いております。受渡人と申請人の関係は、親子関係です。

周辺については、北側に民家、東側は道路、ほかは農地でした。申請地以外に検討した候補地37か所全て、水道、電気がないため、不可とのこと。また、住宅を建設した後の東側の畑371平米は、自分で耕作するとのこと。

この農地について、日当たりとかもよくて、かなりまとまっている土地だと思うんですけども、ちょっと暫時休憩という形で審議させていただきたいなと思います。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

---

午後3時18分再開

○議長（永田良夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1については、農用地区域から除外することはやむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1は農用地区域から除外することについて、やむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、説明いたします。

番号の1につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分ですが、第

一種農地であると判断します。

意見としましては、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選定し、申請することがやむを得ないと認められるとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した、以上のような内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 2 0 分休憩

---

午後 3 時 2 1 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

---

#### 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、報告いたします。

議案書につきましては、19ページになります。

番号57は、耕作条件が悪いため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを終わります。

---

#### 報告第 2 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第 2 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の 4、5 及び 6 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○1 番（埴 博光君） 番号 4 につきまして、調査の結果を報告いたします。

9 月 20 日、指名調査委員 2 名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出

人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。改良目的は、田畑転換と低地解消です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面へ500メートルほど入った右側のところですが。農地改良をする理由は、経営体育成基盤整備事業にて農地改良したことにより用水確保ができなくなったため、畑地利用するとのことです。

この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続きまして、番号5につきまして報告いたします。

同じく9月20日、指名調査委員2名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。改良目的は、田畑転換と低地解消です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面へ500メートルほど入った、かさまこども園の東側のところですが。農地改良をする理由は、経営体育成基盤整備事業にて農地改良したことにより用水確保ができなくなったため、畑地利用するとのことです。

この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

番号6につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月20日、指名調査委員2名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。改良目的は、田畑転換です。

場所は、国道50号線才木交差点を城里方面へ約1キロほど入った左側のところでした。農地改良をする理由は、経営体育成基盤整備事業にて農地改良をしたことにより用水確保ができなくなったため、畑地利用するとのことです。

この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、農道等には一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号7につきまして、調査結果を報告いたします。

9月21日、指名調査委員全員と届出代理人で、現地確認を行いました。届出場所、届出人は、議案書のとおりです。

申請場所は、JR水戸線稲田駅から、南東へ直線で300メートル程度行ったところの線路の脇の水田です。土地改良を必要とする理由は、湿田で耕作が困難であることから、届出地に土を搬入し畑へ転換するというので、土地利用の向上を図るということです。畑に

した後は、野菜を作付する予定です。

確認した結果、周囲への圃場への影響もないと判断いたしましたことを報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号8について、調査結果を報告します。

9月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。届出人、届出地は、議案書のとおりであります。

届出地は、平沢石油店から西に500メートル、北に300メートル入った道路沿いです。届出理由は、湿田で作付が困難なため、田畑転換で盛土を行うということです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の9について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号9につきて、調査の結果を報告いたします。

9月25日8時半より、指名調査委員2名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等については、議案書に記載のとおりです。届出事由は、低地解消です。

届出地は、道路より約50センチほど低く、道路からの雨水、砂利等の進入が多いため、そのほか水はけが悪いため、盛土をして畑として利用したいとのこと。

この改良によって周辺に及ぼす影響ではありますが、水路、道路等については一切手を加えないため、周辺農地へ及ぼす影響はありません。そのほか関係書類についても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

---

### 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の10について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号10について、調査結果を報告します。

9月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。届出人、届出地は、議案書のとおりであります。

届出地は、平沢石油店から西に500メートル、北に300メートル入った道路沿いです。農地改良届について、田畑転換が行われていますことを見てまいりました。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田良夫君） 御苦勞さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

---

### 閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第9回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦勞さまでした。

午後3時31分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

1 番 委 員

2 番 委 員